

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、令和2年4月に第6期（令和2年4月1日～令和4年3月31日）が発足しました。

令和2年度は、審議会が3回開催され、番号利用法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価（基礎項目評価）について、6件の報告を受けました。諮問はありませんでした。

なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項について、1件の報告を受けました。諮問はありませんでした。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審議の内容
第51回 全体会	令和2年5月28日	1 会長及び副会長の選出 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について
第52回 全体会	令和2年9月18日	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 3 学校と警察の情報連携制度の運用状況について 4 令和元年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について 5 令和元年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について
第53回 全体会	令和2年11月30日	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 「寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について 3 個人情報保護審査会答申の内容の公表について

2 審議会の審議等の状況

(1) 特定個人情報保護評価に関する報告状況

国の行政機関や地方公共団体等が、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）のデータベースを保有しようとするときは、原則として番号利用法に基づき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を自ら検討・評価して評価書にまとめ、公表する必要があります。この制度を「特定個人情報保護評価」と言います。

また、この特定個人情報保護評価では、評価を実施してから5年を経過する前に評価を再実施するよう努めるものとされています。

第52回審議会では、直近の評価書公表の日から5年を経過することとなる5事務（いずれも作成すべき評価書は基礎項目評価書）における評価の再実施について、報告を受けました。

また、第53回審議会では、新たに基礎項目評価書の作成対象となることが想定される1事務における評価の実施について、報告を受けました。

(2) 本人確認情報の保護に関する審議等の状況

第52回審議会において、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について、年次報告を受けました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

令和3年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
天野 晴子	日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授	
伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会	
柏尾 安希子	神奈川新聞社 川崎支局長兼論説委員	
小向 太郎	中央大学 国際情報学部 教授	
寺田 麻佑	国際基督教大学 教養学部アーツ・サイエンス学科 准教授	
友岡 史仁	日本大学 法学部経営法学科 教授	
鳥越 真理子	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社	
人見 剛	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	会長
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科 教授	副会長

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日